

会議名 (審議会等名)	令和6年第7回小金井市農業委員会の会議		
事務局 (担当課)	農業委員会事務局		
開催日時	令和6年7月19日(金) 15:30~17:00		
開催場所	小金井市役所第二庁舎801会議室		
出席者	委員	平井功一、永井文夫、小山茂、松嶋あおい、高橋金一、井寺喜香、高杉好成、土屋直己、大久保勝盛、鴨下重雄、渡邊雅毅、江頭みのぶ、阪本啓一	
	その他		
	事務局	島田事務局長、山崎係長、江平主任	
欠席者	大堀昇士		
傍聴の可否	可・不可・一部不可	傍聴者数	0人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由	個人情報保護による		
会議次第	別紙のとおり		
提出資料	別紙のとおり		
その他	別紙のとおり		

1 開 会

2 会長挨拶

3 会期の決定

議 長	会期は本日一日とさせていただきます。
-----	--------------------

4 会議録署名委員の指名

議 長	会議録の署名委員を指名します。 〔2番〕永井文夫委員、〔3番〕小山茂委員にお願いします。
-----	---

5 議案の審議

(1) 第1号議案

- ① 農地法第3条について  
(今回はありません。)

(2) 第2号議案 農地法第4条、第5条に基づく転用届出について

- ① 農地法第4条について

議 長	農地法第4条の農地転用届出の専決処理について、事務局より説明をお願いします。  〔1件事務局説明〕
議 長	この件につきましてご意見、ご質問等ございますか。
委 員	対象地は生産緑地だが、公共用地として使用するため転用されたとの理解でよいか。
事 務 局	そのとおりです。
議 長	2件目について事務局より説明をお願いします。  〔1件事務局説明〕
議 長	この件につきましてご意見、ご質問等ございますか。 無いようですので、次へ移ります。

- ② 農地法第5条について  
(今回はありません。)

(3) 第3号議案 その他の事項について

① 引き続き農業経営を行っている旨の証明について

議 長	引き続き農業経営を行っている旨の証明について事務局より説明をお願いします。
	〔事務局説明〕
議 長	事務局より説明が終わりましたので、事務局より報告をお願いします。
事 務 局	報告いたします。ブルーベリーやハーブなどを主に生産しており、その他ナスやミニトマトなどの夏野菜も生産しております。出荷先は、JAとのことでした。肥培管理も問題なく、証明することに問題ありません。
委 員	事務局の報告のとおりです。問題ありません。
議 長	この件につきましてご意見ご質問ございませんか。 無いようですので、この件につきましてはご異議ございますか。
	〔「異議なし」との声あり〕
議 長	異議なしと認め証明することといたします。
議 長	2件目について事務局より説明をお願いします。
	〔事務局説明〕
議 長	事務局より説明が終わりましたので、事務局より報告をお願いします。
事 務 局	報告いたします。露地ではダイコン、キュウリ、ナス等のほか江戸東京野菜の寺島ナスや馬込半白キュウリも生産しており、ハウスではトマトを生産しております。また、道を挟んで南側の農地では、ジャガイモの収穫が終了し、今後はダイコンの作付けを予定しているとのこと。出荷先はJAやスーパー等で学校給食へも出荷しております。肥培管理も問題なく、証明することに問題ありません。

委員	事務局の報告のとおりです。問題ありません。
議長	この件につきましてご意見ご質問ございませんか。 無いようですので、この件につきましてはご異議ございますか。  〔「異議なし」との声あり〕
議長	異議なしと認め証明することといたします。
議長	3件目について事務局より説明をお願いします。  〔事務局説明〕
議長	事務局より説明が終わりましたので、事務局より報告をお願いします。
事務局	報告いたします。2か所の農地ともクリ畑になっており、一部にカリンやウメが植えられています。JAや市内の菓子屋に出荷しております。肥培管理も問題なく、証明することに問題ありません。
委員	事務局の報告のとおりです。問題ありません。
議長	この件につきましてご意見ご質問ございませんか。 無いようですので、この件につきましてはご異議ございますか。  〔「異議なし」との声あり〕
議長	異議なしと認め証明することといたします。
議長	4件目について事務局より説明をお願いします。  〔事務局説明〕
議長	事務局より説明が終わりましたので、事務局より報告をお願いします。
事務局	報告いたします。自宅の東側の農地では、ジャガイモの収穫が終わったところで、学校給食用のタマネギの作付けを検討しているとのことでした。一部にキウイがあり、枝と下草が一部伸びているところがありましたので処理をお願いしました。 自宅から離れた農地では、カキを生産しており、JAに出荷しております。きれいに管理されており、証明することに問題ありません。

委員	自宅の隣の農地については、事務局の報告のとおりです。問題ありません。
委員	自宅から離れた農地については、事務局の報告のとおりです。問題ありません。
議長	この件につきましてご意見ご質問ございませんか。 無いようですので、この件につきましてはご異議ございますか。  〔「異議なし」との声あり〕
議長	異議なしと認め証明することといたします。

② 引き続き認定都市農地貸付け等を行っている旨の証明について

議長	引き続き認定都市農地貸付け等を行っている旨の証明について事務局より説明をお願いします。  〔事務局説明〕
議長	事務局より説明が終わりましたので、事務局より報告をお願いします。
事務局	当該農地では、ダイコン、ジャガイモ、ニラ、ネギを生産し、事業計画の収穫した5割以上を市内で販売しています。また、農地所有者が年間40日以上農地の見回りなど実施し、事業計画である一割従事を満たしております。肥培管理も問題なく、証明することに問題ないと考えます。
委員	事務局の報告のとおりです。問題ありません。
議長	この件につきましてご意見ご質問ございませんか。
委員	5割以上を市内で販売とのことだが、どこで販売しているか。
事務局	農地の近隣で販売と聞いています。
委員	収穫量が分からないとどのくらい販売しているかが分からない。 作付量、収穫量、市内5割以上の販売状況、出荷先などを確認してほしい。

議 長	<p>次回の調査から確認してください。 この件につきましてご意見ご質問ございませんか。 無いようですので、この件につきましてはご異議ございますか。</p>
-----	---

③ 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について

議 長	<p>生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について事務局より説明をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">〔事務局説明〕</p>
議 長	<p>事務局より説明が終わりましたので、事務局と地区担当委員より報告をお願いします。</p>
事 務 局	<p>報告いたします。申出者の夫の従事者についての証明になります。昨年10月にお亡くなりになり、生前は本人が中心に肥培管理も適切に維持しておりました。元々植木畑で野菜畑に少しずつ作付け転換し、植木と野菜の生産を行っておりました。現在は、申出者が農地全般を管理しています。従事者として証明することに問題ありません。</p>
委 員	<p>事務局の報告のとおりです。問題ありません。</p>
議 長	<p>この件につきましてご意見ご質問ございませんか。 無いようですので、この件につきましてはご異議ございますか。</p> <p style="text-align: center;">〔「異議なし」との声あり〕</p>
議 長	<p>異議なしと認め証明することといたします。</p>

④ 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

議 長	<p>相続税の納税猶予に関する適格者証明について、事務局より説明をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">〔事務局説明〕</p>
議 長	<p>事務局より説明が終わりましたので、事務局より報告をお願いします。</p>
事 務 局	<p>報告いたします。こちらの畑は、元々植木畑で野菜畑に少しずつ作</p>

	<p>付け転換し、植木と野菜の生産を行っております。植木のほか、ニンジン、ジャガイモ、ナス、キュウリなど多品目の野菜を生産しています。野菜はJAに出荷し、植木は注文を受け付けて販売しているとのことです。一部雑草が伸びているところがありましたので、処理をお願いいたしました。適格者として証明することに問題ないと考えます。</p>
委員	<p>事務局の報告のとおりです。問題ありません。</p>
議長	<p>この件につきましてご意見ご質問ございませんか。 無いようですので、この件につきましてはご異議ございますか。</p> <p style="text-align: center;">〔「異議なし」との声あり〕</p>
議長	<p>異議なしと認め証明することといたします。異議なしと認め証明することといたします。</p>

## 6 協議事項

議長	<p>協議事項について事務局より説明をお願いします。</p> <p>〔(1)農地利用状況調査について〕</p>
事務局	<p>毎年、実施している農地パトロールです。チーム制で地区の農地をパトロールします。特に肥培管理の悪い農地については、報告書にて10月の農業委員会までに事務局へ提出してください。地区ごとに調査実施日、集合時間及び集合場所を決めていただき、事務局まで報告をお願いします。</p> <p>〔(2)公務災害補償制度の継続について〕</p>
事務局	<p>農業委員の方を対象とした制度ですが、農地パトロール中の怪我や農業委員会へ向かう最中の事故等が対象となります。委員の皆様には保険料を出していただいで加入するのが通例となっています。昨年と同様のA型に加入したいと思います。</p>
議長	<p>(1)、(2)につきましてご意見ご質問ございませんか。 無いようでしたら次へ移ります。</p>

## 7 報告事項

議長	<p>報告事項について事務局より説明をお願いします。</p>
----	--------------------------------

事務局	<p>〔(1)認定都市農地の利用状況及び市民農園運営状況の報告について〕</p> <p>都市農地の貸借の円滑化に関する法律第5条の規定により、都市農地の利用状況について、報告いたします。</p>
事務局	<p>〔(2)東京都指導農業士制度について〕</p> <p>東京都指導農業士制度は、農業の担い手育成のため、東京都農林水産振興財団が実施する農業体験研修や農業技術研修の受入れ先として指導的な役割を果たせることができる農業者を都知事が認定する制度です。本制度は平成28年度から実施され、小金井市では3人の認定農業者の方が認定されております。</p> <p>認定農業士になるための要件の一つに認定農業者又は同等と認められる農業者とされておりますので、指導農業士になられていない認定農業者の方にご案内いたします。</p>
議長	ご質問等ございますか。
委員	認定をとられている3人の認定農業者を教えてほしい。
事務局	関野町、貫井北町及び貫井南町の3人の認定農業者の方々です。
議長	無いようでしたら次へ移ります。

## 8 連絡事項

議長	連絡事項について事務局より説明をお願いします。
事務局	<p>〔(1)東京都農作物生産状況調査、全国農業新聞購読料の徴収について〕</p> <p>毎年、この時期に実施している調査物と購読料等の徴収についてです。次回8月の農業委員会の会議で各地区担当農業委員へ調査物等一式をお渡しいたしますので、配布と回収をお願いします。</p>
議長	<p>ご質問等ございますか。</p> <p>無いようでしたら次へ移ります。</p>

## 9 その他

議長	その他について何かございますか。
----	------------------

議 長	無いようでしたら、これで令和6年第7回農業委員会の会議を終了させていただきます。
-----	--

## 第7回小金井市農業委員会会議次第

日 時 令和6年7月19日(金)

午後3時30分 開会

場 所 小金井市役所第二庁舎801会議室

### 1 開 会

### 2 会長挨拶

### 3 会期の決定

### 4 会議録署名委員の指名

### 5 議案の審議

- (1) 第1号議案 農地法に基づく農地の許可申請について・・・ 0件
- (2) 第2号議案 農地法に基づく農地の転用届出について
  - ① 農地法第4条について・・・・・・・・・・・・・・・・ 2件
  - ② 農地法第5条について・・・・・・・・・・・・・・・・ 0件
- (3) 第3号議案 その他の事項について
  - ① 引き続き認定都市農地貸付け等を行っている旨の  
証明について・・・・・・・・・・・・・・・・ 1件
  - ② 引き続き農業経営を行っている旨の証明について・・・・ 4件
  - ③ 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての  
証明について・・・・・・・・・・・・・・・・ 1件
  - ④ 相続税の納税猶予に関する適格者証明について・・・・ 1件

### 6 協議事項

- (1) 農地利用状況調査について
- (2) 公務災害補償制度の継続について

### 7 報告事項

- (1) 認定都市農地の利用状況及び市民農園運営状況の報告について
- (2) 東京都指導農業士制度について

### 8 連絡事項

(1) 東京都農作物生産状況調査、全国農業新聞購読料の徴収について

9 その他

10 閉会